佐用町が独自に行う水質検査

水質検査表（3） 水質基準項目

No.	水質基準項目	浄水基準値（mg/L）	検査計画頻度（回/年）		備　考
			浄水	原水	
			浄水場出口	水源	
1	一般細菌	100個/ml以下	1	1	病原生物による汚染の指標
2	大腸菌	不検出	1	1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1	1	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	1	
8	六価クロム化合物	0.02以下	1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1以下	1	1	
14	四塩化炭素	0.002以下	1	1	一般有機物
15	1,4－ジオキサン	0.05以下	1	1	
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04以下	1	1	
17	ジクロロメタン	0.02以下	1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	1	1	
20	ペルフルオロ（オクタン―1―スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	0.00005以下	1	1	
21	ベンゼン	0.01以下	1	1	
22	塩素酸	0.6以下	1	―	消毒副生成物*1
23	クロロ酢酸	0.02以下	1	―	
24	クロロホルム	0.06以下	1	―	
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	1	―	
26	ジブロモクロロメタン	0.1以下	1	―	
27	臭素酸	0.01以下	1	―	
28	総トリハロメタン	0.1以下	1	―	
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	1	―	
30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	1	―	
31	ブロモホルム	0.09以下	1	―	
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	1	―	
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	1	着色
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	1	
35	鉄及びその化合物	0.3以下	1	1	
36	銅及びその化合物	1.0以下	1	1	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	1	味
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	1	着色
39	塩化物イオン	200以下	1	1	味
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	1	1	
41	蒸発残留物	500以下	1	1	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	1	発泡
43	ジェオスミン　*2	0.00001以下	1	1	カビ臭
44	2－メチルイソボルネオール　*3	0.00001以下	1	1	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	1	発泡
46	フェノール類	0.005以下	1	1	臭気
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	1	1	味
48	pH値　*4	5.8以上8.6以下	1	1	基礎的性状
49	味	異常でない	1	1	
50	臭気	異常でない	1	1	
51	色度	5度以下	1	1	
52	濁度　*4	2度以下	1	1	

備考　① *1：消毒副生成物は消毒用の塩素剤に含まれる物質なので、水源では検査を行いません。

② *2：正式名：(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

③ *3：正式名：1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

④ *4：pH値、濁度は浄水場において自動水質計器による連続測定を行います。